

介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成9年政令第154号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定に基づき、「介護サービス情報の公表」計画を次のとおり定めましたので公表します。

平成30年度奈良県「介護サービス情報の公表」計画

奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課

第1 目的

介護保険法施行令の規定により、介護サービス情報の報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を奈良県知事が定めるものである。

第2 報告に関する計画（介護保険法施行令第37条の2第1項）

1 計画の基準日

平成30年4月1日

2 計画の期間

平成30年9月1日から平成31年3月31日まで

3 報告の対象となる介護サービス事業者（以下「報告対象事業者」という。）

介護保険法第115条の35第1項並びに介護保険法施行規則第140条の44の規定により、次に掲げる事業者とする。

- ① 平成30年4月以降に、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者
- ② 平成29年度の1年間（平成29年4月～平成30年3月）において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、介護予防サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えている事業者（別紙「事業者一覧表」参照。以下「一覧表記載事業者」という。）

4 報告の対象となる介護サービス

1. 訪問介護

2. 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

3. 訪問看護、介護予防訪問看護

4. 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

5. 通所介護

6. 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

7. 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

8. 短期入所療養介護（省令第14条4号に掲げる診療所に係るものを除く。）

介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）

9. 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）

介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）

10. 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

11. 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

- 1 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 1 3. 夜間対応型訪問介護
 - 1 4. 地域密着型通所介護
 - 1 5. 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
 - 1 6. 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 1 7. 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 1 8. 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
 - 1 9. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
 - 2 0. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
 - 2 1. 居宅介護支援
 - 2 2. 介護老人福祉施設
 - 2 3. 介護老人保健施設
 - 2 4. 介護療養型医療施設（法第8条第26項に規定する療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）
- 5 報告の方法その他報告の実施に関する事項
- (1) 報告の方法
 - ①一覧表記載事業者
自らが報告の対象となる事業者であることを確認後、介護サービス情報報告書（基本情報）・介護サービス情報報告書（運営情報）を記載し、県に提出することとする。ただし、事業所又は施設を休止又は廃止した場合を除く。
 - ②平成30年4月以降に新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者
介護サービス情報報告書（基本情報）を記載し、県に提出することとする。
 - (2) 報告の提出方法
情報公表システムを用いて、インターネット上で報告することとする。
 - (3) 介護サービス事業者ごとの報告の提出期限
 - ①平成30年4月以降に、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者
介護保険法による指定を受けた日から30日以内とする。ただし、平成30年4月1日から同年10月1日までの間に介護保険法に規定する指定を受け、介護サービスの提供を開始している事業者にあつては、同年10月31日までとする。
 - ②一覧表記載事業者
「事業者一覧表」記載の「報告期限」までとする。ただし、休止中の事業所又は施設を再開する場合にあつては、介護サービスの提供を再開する日の2週間前までとする。

第3 情報公表事務に関する計画（介護保険法施行令第37条の5第1項（第37条の11準用））

- 1 計画の期間
平成30年9月1日から平成31年3月31日まで
- 2 公表の対象となる介護サービス事業者
報告対象事業者とする。
- 3 県による報告の受理に関する事項
県は、当該事業者から提出された介護サービス情報報告書の内容に不備がない場合は当該報告

書を受理することとし、公表するものとする。

4 公表の方法

(1) 県による公表

県は、事業者から提出された報告の内容をインターネットその他の適当な方法により公表することとする。

(2) 事業者による公表

介護サービス事業者は、公表された自らの介護サービス情報を事業所又は施設の見やすい場所に掲示するよう努めるとともに、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表された自らの介護サービス情報を添付するよう努めるものとする。

第4 その他

1 県による介護サービス情報の更新

県は、報告対象事業者の介護サービス情報の更新（追加、変更、削除）を毎月1回以上行うこととする。

なお、報告対象事業者は、介護サービス情報の公表後に当該情報（基本情報の部分に限る。）の変更を県に求めることができるものとする。

2 是正命令を受けた事業者の介護サービス情報の取扱いについて

介護保険法第115条の3第4項の規定による是正の命令を受けた事業者の介護サービス情報の公表については、県が定めることとする。

3 苦情等に関する対応

(1) 総合窓口

介護サービス情報の公表に関する苦情対応の総合的な窓口は、県に設置するものとする。

奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課介護事業係

TEL(0742)27-8532（直通） FAX(0742)27-3075

(2) 苦情対応の方法

利用者、報告対象事業者等から苦情があった場合には、県が対応することとする。